

（表）

（印鑑登録証）

（登録番号）

宇 美 町

（裏）

【 注 意 事 項 】

1. 印鑑登録証明書の交付を申請されるときは、この登録証を必ず窓口へ提出してください。登録印鑑はいりません。
2. この登録証の提出がなければ、印鑑登録証明書の交付申請は受付できません。
3. 代理人に、交付申請の依頼をするときも、この登録証を必ず持参させてください。この場合、委任状や登録印鑑はいりません。
4. この登録証を亡失したときは、事故防止のため、すぐに届け出てください。届出に基づいて、直ちに印鑑登録は抹消します。
5. 転出、廃止、氏名変更又は死亡などの場合は、この登録証は必ずお返しください。
6. この登録証は、あなたの利益を守る大切なものです。大事に保管してください。